

村山市監査委員公告第9号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成31年2月25日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

1. 監査の対象 商工観光課
2. 監査の期間 平成31年2月15日から平成31年2月25日
3. 監査の範囲 平成30年1月1日から平成30年12月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第3条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、平成31年2月15日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

〈指摘事項〉

1. 随意契約について

スパプール男子シャワー室暖房機修繕、スパプール女子シャワー室暖房機修繕の各修繕契約において、本来、一括で契約すべきところ、契約金額を130万円未満に分割し、1者随意契約により締結している。合理的理由が認められないものについては、分割発注は慎まれない。また契約書に明記されている、請負業者による工程表の作成、現場代理人等の設置がなされておらず、市による完成検査も実施されていない。村山市契約に関する規則等により事務処理の改善を要する。

2. 補助金について

◇平成30年度徳内ばやし振興事業補助金において、実績報告が6ヶ月を超えて遅延している。速やかに提出されるよう指導され、事務処理の改善を要する。

◇平成29年度村山市商工会館改修事業補助金における実績報告書が提出されているが、現地での完了検査を実施せずに額を確定している。事業内容から見て、現地での完了確認検査が必要であることから、検査による確認後に額の確定通知をすべきで、村山市補助金交付規則等に基づき事務処理の改善を要する。